

令和6年第9回大野町農業委員会議事録

令和6年9月6日、大野町農業委員会 会長 目加田 菊次は、第9回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

報第17号 農地法第3条の3の規定による届出について

議第24号 農地法第3条の規定による許可について

議第25号 農地法第4条の規定による許可について

議第26号 農地法第5条の規定による許可について

出席農業委員（12名）

1番 末守 吾郎	委員	3番 内田 博人	委員	5番 河本 茂樹	委員
6番 見屋井 美栄子	委員	7番 河野 正和	委員	8番 目加田 菊次	委員
9番 林 和朗	委員	10番 山村 隆昌	委員	11番 野村 茂雄	委員
12番 加納 賢	委員	13番 清水 誠	委員	15番 飯沼 良一	委員

出席農地利用最適化推進委員（9名）

岡田 松榮	委員	林 竜彦	委員	渡邊 靖	委員	久保田 静真	委員
内藤 昭宏	委員	河田 幸則	委員	小森 富雄	委員	宮嶋 博幸	委員
田代 定	委員						

欠席農業委員（1名）

2番 馬淵 徳次 委員

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

所 勝重 委員 野津 正明 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃

係 青木 哲平

(令和6年9月6日 午前9時00分開会)

○議長(目加田菊次会長)

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の馬淵委員、農地利用最適化推進委員の所委員、野津委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立－農業委員会憲章唱和]

○議長(目加田菊次会長)

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を10番の山村隆昌委員、11番の野村茂雄委員にお願いしたいと思います。それでは報第17号について、事務局より説明願います。

[係長高島伸圭 報第17号の議案説明]

○係長(高島伸圭)

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。1筆で1,010㎡でございます。

2番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。1筆で277㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で125㎡でございます。

4番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で195㎡でございます。

5番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。5筆で2,203㎡でござ

ざいます。

報第17号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第17号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第24号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第24号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は95,780㎡となります。担当推進委員は小森委員でございます。

議第24号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第24号の1番の案件につきまして、担当委員であります小森委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（小森富雄委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第24号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人しか認められないが、適格法人の要件で形態が株式会社の場合は公開会社でないもの又は持分会社のいずれかであることとあります。今回の申請で農地を取得しようとする法人は有限会社になりますので、公開会社ではない必要があるが、定款のほうで株式の譲渡制限の規定はあるのか。

○係（若原宏晃）

登記事項証明書で譲渡制限の規定は定められております。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

どのような内容ですか。

〔係若原宏晃 詳細について説明〕

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

株式の譲渡制限は、株式総会で承認を得たものに対して適用できるとしないといけないのではないか。よって、定款の規定内容で適格法人の要件を満たすと判断できるのか。

○係（若原宏晃）

確認してから、後ほど説明させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

議第24号の1番の案件について、後ほど説明していただきますので審議を保留して先に議第25号の審議をさせていただきます。

それでは議第25号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第25号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第4条の規定により、自己所有農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなり、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。こちらは申請人が自己所有農地を共同住宅敷地として、既存の共同住宅敷地と一体利用するために申請をされましたが、当該地はすでに共同住宅敷地として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は田代委員でございます。

○議長（目加田菊次会長）

議第25号の1番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第25号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第25号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第26号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第26号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は岡田委員でございます。

3番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、自動車工業駐車場及び工場への進入路とするために申請されました。担当推進委員は河田委員でございます。

4番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、一般個人住宅を建築するために申請されました。こちらは以前に5条許可を受けていた案件になります。R6.1.29に許可済みでしたが、R6.8.16に許可取消を行いました。再度許可申請をした理由は、当初は贈与による所有権移転での申請でしたが、所有権移転を伴わない使用貸借による申請に計画が変更になったためです。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第26号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第26号の1番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第26号の2番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第26号の3番の案件につきまして、担当委員であります河田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（河田幸則委員）

事務局の説明とおりですが、補足させていただきます。地図を見てもらうと分かると思いますが、現在永楽工業さんの工場が申請地の奥にあり、道幅も狭く行き来に困っている状況です。

○議長（目加田菊次会長）

議第26号の4番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第26号の1番から4番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第26号の1番から4番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

先ほど審議を保留していた、議第24号の審議をさせていただきます。それでは、事務局より説明をしていただきます。

○係（若原宏晃）

適格法人の要件について、申請法人は株式を譲渡により取得する場合には、会社の承認を要する

旨を定款に定めており、株式の譲渡制限があるため適格法人要件を満たすと判断できます。

○議長（目加田菊次会長）

議第24号の1番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第24号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については10月4日9時より行います。よろしくお願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第9回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

山村 隆昌



委員

野村 茂雄



